

報道資料 1

令和2年8月4日

報道機関各位

税務課長

商工課長



事業継続等支援補助金等の拡充について

新型コロナウイルス感染症が収束する気配が見えない中、飲食、宿泊関係の客足も十分に戻らず、また、当市の産業の中核である製造業も厳しい状況が続いていることから、そうした事業者を支援するため、4月から実施している事業継続等支援補助金などを拡充します。

1 事業継続等支援補助金の拡充

(1) 補助対象期間の延長（国の持続化給付金を受給する事業者）

延長後	延長前
令和2年4月1日～ <u>9月30日</u>	令和2年4月1日～8月31日

(2) 補助対象者の拡充等

ア 補助対象者

接待を伴う飲食業及び正社員20人未満（業種は問わない）の事業者のうち、売上高の減少率が前年同月比30%以上50%未満の事業者

イ 補助内容

補助メニュー	補助内容等
家賃補助（店舗賃借料補助）	店舗賃料等の1/8相当額（月上限5万円）
固定資産税等補助	固定資産税の1/2相当額
上下水道料相当額補助	上下水道料の1/2相当額
固定費の補助	光熱費、通信費等（月上限5万円）

ウ 対象期間 令和2年4月分～9月分（6か月間）

2 個人住民税の減免の対象者の拡大

個人住民税の減免の対象者を「令和2年1月から8月までの間で、任意のひと月の収入が前年同月比で50%以上減少している方」から「令和2年1月から9月までの間で、任意のひと月の収入が前年同月比で50%以上減少している方」に拡大します。

1について 担当:商工課商工係 電話:0256-34-5610

2について 担当:税務課市民税係 電話:0256-34-5529

三条市事業継続等支援補助金の拡充について

R2.8.4
三条市経済部商工課

事業物件賃料補助、固定資産税補助、上下水道料金補助、事業に係る固定費の補助を行う三条市事業継続等支援補助金について、以下のとおり拡充を行います。

補助対象期間

R2.4.1

R2.8.31

R2.9.30

売上減少率
50%以上

【従来の支援内容】

- ①事業物件賃料の1/4相当額 ※上限10万円
- ②事業物件の固定資産税の5か月相当額
- ③事業物件の上下水道料金5か月相当額
- ④光熱費、通信費等の固定費 ※上限10万円

9/30まで
延長

拡充

- ①事業物件の賃料1/8相当額 ※上限5万円
- ②事業物件の固定資産税6か月分の1/2相当額
- ③事業物件の上下水道料6か月分の1/2相当額
- ④光熱費、通信費等の固定費 ※上限5万円

売上減少率
30%以上50%未満

補助対象者は
接待を伴う飲食業
と
正社員20人未満の
事業者
(業種不問)